

## 外国為替及び外国貿易法に基づく「貿易に関する支払規制」 及び「資金使途規制」等への対応について

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、外国為替及び外国貿易法に基づき様々な経済制裁措置を講じているところです。これに伴い弊行では、すべてのお客さまの外国送金等について、「貿易に関する支払規制」及び「資金使途規制」等に該当しないことの確認をさせていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 《確認のため申告をお願いする事項》

- 外国送金で、送金目的と送金目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は「商品名」、「原産地(国名)」、「船積地(都市名)」、「仕向地」。
- 輸入取引の場合、「原産地(国名)」、「船積地(都市名)」。
- お取引が「外国為替及び外国貿易法」の北朝鮮・イラン・ロシア関連規制等に該当しないこと。
- 最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役、実質的支配者の中に北朝鮮居住者（個人・法人）がないこと。
- 制裁対象者の指示又は依頼を受けて制裁対象者のために行うお取引でないこと。
- 制裁対象者が発行済株式総数の過半数以上を保有している取引相手とのお取引でないこと。

なお、受付の際お取引に関連する資料（輸入許可書、原産地証明書、船荷証券/航空貨物運送状、売買契約書等）をご提示いただく場合がありますのでご了承ください。

外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制（北朝鮮・イラン・ロシア・ベラルーシ関連等抜粋）	
特定国(地域)に係る 支払規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対するもの</li> </ul>
特定の目的に係る 支払等の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの</li> <li>・イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの</li> </ul>
特定の取引等に係る 支払等の規制	<p>【北朝鮮関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入</li> <li>・北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易</li> <li>・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引又は金融サービス等</li> </ul> <p>【イラン関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イラン関係者（イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等）による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等（対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持分の譲渡を含む。）</li> </ul> <p>【ロシア・ベラルーシ関連】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡</li> <li>• ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引</li> <li>• 証券の発行等の規制の対象として指定されたロシア政府等・ロシアの特定銀行</li> <li>• ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供</li> <li>• ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供</li> <li>• ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体に対する技術の提供</li> <li>• 技術移転規制の対象として指定されたロシア・ベラルーシの特定団体</li> <li>• ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約</li> <li>• ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引</li> <li>• ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。）</li> <li>• ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。）</li> <li>• 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約</li> <li>• ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）</li> <li>• ロシア・ベラルーシに対する輸出入等禁止措置</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 居住者<sup>[注]</sup>が他者と共同して設立する組合その他の団体による、外国での下記①～⑤の事業活動に充てるための支払</li> <li>①漁業 ②皮革・皮革製品の製造業 ③武器の製造業</li> <li>④武器製造関連設備の製造業 ⑤麻薬等の製造業</li> <li><sup>[注]</sup>外為法における居住者…主に日本に商業登記をした法人または日本に住所を有する自然人（個人）</li> </ul>

上記内容につきましては、最新の法令等(告示や外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインを含みます)に応じて変更させていただく場合がございます。

別紙「米国 OFAC 規制への対応について」をご確認のうえ、ご理解とご協力をお願いいたします。



(2024年9月30日現在)

## 米国 OFAC 規制への対応について

弊行は日本の「外国為替および外国貿易法」等の定める経済制裁規制のほか、米国法規制遵守の観点から米国財務省外国資産管理室（OFAC）による規制等も準拠する方針としております。

つきましては、当該取引には該当しないことを十分にご留意・ご確認頂いた上で、ご依頼頂きますようお願い申し上げます。

### OFAC 規制上の理由により、弊行でお取り扱いができないお取引

- お取引の当事者（※）の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている場合
- 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

（※） お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにてご確認ください。  
<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>